

国立大学法人岡山大学教員活動評価実施要項

平成18年10月25日
学 長 裁 定

改正 平成19年4月 1日
平成20年4月24日
平成21年3月27日
平成26年3月31日
平成27年3月27日
平成29年4月10日
平成31年4月 1日
令和2年12月23日
令和4年 3月11日
令和4年 6月27日

(趣 旨)

第1条 この要項は、国立大学法人岡山大学教員活動評価実施規程（平成20年岡大規程第73号。以下「活動評価実施規程」という。）に基づき、教員活動評価の適切な実施に関し、必要な事項を定める。

(評価領域等の設定)

第2条 部局長は、評価領域等を設定するに当たり、次に掲げる事項に配慮する。

一 評価領域

活動評価実施規程第5条に定める教育、研究、社会貢献（診療を含む。）及び管理・運営の4領域とする。

二 評価実施単位

同一の評価基準等により評価を実施する部局、学科、分野等の組織単位とする。

三 評価項目

基本となる評価項目は、別表のとおりとする。別表に掲げるもののほか、分野の特性に応じた独自の評価項目を追加することができる。

四 配点基準及び評価基準

本学の目標及び活動評価実施規程第2条に定める評価の目的に沿うよう配慮するとともに、当該部局の目標、専門分野の特性等を考慮する。また、被評価者に係る出産、育児、介護等（以下「ライフイベント等」という。）の状況についても配慮する。

五 評価対象期間

第1項第三号に規定する評価項目のうち、基本となる評価項目の評価対象期間は、別表のとおりとし、独自の評価項目については、当該年度とする。ただし、独自の評価項目の評価対象期間は、必要に応じて当該年とすることができる。

(評価の実施)

第3条 部局長は、評価実施単位ごとに「教員活動評価調書」（別紙1）を作成し、所属

する全教員にあらかじめ提示する。

- 2 各教員は、毎年度、岡山大学情報データベースシステムに自己の活動状況を入力し、その入力情報に基づき、教員活動評価調書の自己申告欄及び自己アピール（任意記入）欄に記入し、当該年度の評価センター長が指定する日までに部局長に提出する。
- 3 部局長は、ライフイベント等により評価対象期間に勤務しない期間を含む教員について、評価対象外とすることができる。
- 4 部局長は、自己申告などを参考に、部局長裁量として加点（以下「部局長裁量加点」という。）することができる。ただし、部局長裁量加点は、各教員の素点の合計の20%の範囲内とし、部局長裁量加点を行う場合は、客観性や透明性を確保するため、所属する全教員にあらかじめ加点条件を提示するとともに、加点理由を合理的に跡付け、かつ、検証できるように、教員活動評価調書等に加点理由を記載するものとする。
- 5 部局長は、評価実施単位ごとに、領域別評価及び総合評価を行う。

一 領域別評価

領域別評価の段階評価は、配点基準により算出された素点の合計に基づき、各部局の求める活動水準に沿って評価実施単位ごとに定めた評価基準により3段階で評価する。

- 3 水準を上回っている
- 2 水準に達している
- 1 改善を要する

二 総合評価

総合評価の段階評価は、配点基準により算出された素点+部局長裁量加点の総合計に基づき、各部局の求める活動水準に沿って評価実施単位ごとに定めた評価基準により4段階で評価する。なお、「4 特に優れている」については、「3 優れている」の中から評点によらず部局長が個別に評価することもできるものとする。

- 4 特に優れている
- 3 優れている
- 2 適切である
- 1 問題あり

- 6 部局長は、各教員に領域別評価結果及び総合評価結果を別に定める方法により通知する。また、当該部局における評価結果を「教員活動評価結果一覧表」（別紙2）に取りまとめ、当該年度の3月末日までに学長に報告する。
- 7 第5項の評価の実施に当たって、特別な理由がなく教員活動評価調書を提出しない場合は、当該教員のすべての領域別評価を「1 改善を要する」とし、総合評価を「1 問題あり」とする。

（給与査定）

第4条 給与査定は、部局評価と個人査定のそれぞれの結果を総合したものをもって査定結果とし、個人査定は、部局長が行う第一次査定と学長が行う第二次査定の二段階により実施する。

2 部局評価

学長は、岡山大学部局組織目標・所信評価実施要項第5条の規定により実施される部局

評価の結果に基づき、昇給及び勤勉手当に係る上位評価の部局配分定数を決定する。

3 個人査定

一 部局長が行う第一次査定は、昇給と勤勉手当ごとに査定項目を定め、配点基準により算出された素点+部局長裁量加点の総合計に基づき、昇給については5段階（A，B，C，D，E），勤勉手当については4段階（A，B，C，D）の査定を行う。なお、昇給の査定項目は総合評価と同一とする。

二 標準C以上については相対評価査定とし、D及びEは絶対評価査定とする。また、昇給におけるDのレベルを総合評価の1のレベルと同じ基準とする。

三 部局長は、第一次査定の結果を、別に定める方法により学長に報告する。

四 学長が行う第二次査定は、大学運営など総合的な観点から、第一次査定のB以上の中からAを決定するとともに、特に必要と認める場合は、裁量により個別に査定を行うことができる。

4 給与査定の結果は、当該教員活動評価実施翌年度の昇給及び勤勉手当に反映させる。

（年俸制適用職員の業績年俸に係る給与査定）

第5条 国立大学法人岡山大学年俸制適用職員給与規則（平成26年岡山大学規程第17号。以下「年俸制給与規則」という。）の適用を受ける職員の業績年俸に係る給与査定は、部局評価と個人査定のそれぞれの結果を総合したものをもって査定結果とし、個人査定は、部局長が行う第一次査定と学長が行う第二次査定の二段階により実施する。

2 部局評価

学長は、岡山大学部局組織目標・所信評価実施要項第5条の規定により実施される部局評価の結果に基づき、業績年俸に係る上位評価の部局配分定数を決定する。

3 個人査定

一 部局長が行う第一次査定は、査定項目を定め、配点基準により算出された素点+部局長裁量加点の総合計に基づき、5段階（S，A，B，C，D）の査定を行う。

二 標準C以上（Sを除く。）については相対評価査定とし、S及びDは絶対評価査定とする。

三 部局長は、第一次査定の結果を、別に定める方法により学長に報告する。

四 学長が行う第二次査定は、大学運営など総合的な観点から、第一次査定のB以上の中からAを決定するとともに、特に必要と認める場合は、裁量により個別にSを含め査定を行うことができる。

4 給与査定の結果は、当該教員活動評価実施翌年度の業績年俸に反映させる。

（新年俸制適用職員の基本年俸に係る給与査定）

第6条 年俸制給与規則の適用を受ける職員のうち、平成31年4月1日以降に年俸制適用職員となった者（以下、「新年俸制適用職員」という。）の基本年俸に係る給与査定は、個人査定をもって査定結果とし、個人査定は、部局長が行う第一次査定と学長が行う第二次査定の二段階により実施する。

2 個人査定

一 部局長が行う第一次査定は、当該査定を実施しようとする年度を含め直近3回通算の教員活動評価に基づき、国立大学法人岡山大学年俸制適用職員給与要項第3条第2項に定める6段階（S，A，B，C1，C2，D）の査定を行う。

- 二 部局長は、第一次査定の結果を、別に定める方法により学長に報告する。
 - 三 学長が行う第二次査定は、大学運営など総合的な観点から、第一次査定のB以上の中からAを決定するとともに、特に必要と認める場合は、裁量により個別にSを含め査定を行うことができる。
- 3 給与査定の結果は、当該教員活動評価実施翌年度の基本年俸のグレードの改定に反映させる。

(評価結果の説明等)

第7条 部局長は、領域別評価結果及び総合評価結果を各教員にフィードバックする。なお、総合評価の1の教員及びその他必要と認められる教員については、面談を行い評価結果の説明を行うとともに、適切な指導及び助言等によって活動の改善等を促し、活動改善計画書を提出させる。

附 則

この要項は、平成18年10月26日から施行する。

附 則

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成20年4月24日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成21年4月1日から施行し、改正後の第5条第1項及び第2項の規定は、平成22年度に実施する給与査定から適用する。

附 則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成29年4月10日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、令和2年12月23日から施行し、令和2年4月1日から適用する。
- 2 令和2年度においては、評価対象を令和元年度分及び令和2年度分とし、改正後の規定にかかわらず、従前の例によりそれぞれ評価を実施する。
- 3 前項の規定にかかわらず、令和2年度分の評価については、教育、社会貢献（診療を含む。）及び管理・運営の評価対象期間を当該年度1年間とし、評価結果を当該年度の3月末日までに学長に報告するものとする。
- 4 令和2年度に実施する評価のうち、令和元年度分を対象とした評価にかかる給与査定の結果は令和2年度の昇給及び令和3年度の勤勉手当及び業績年俸に、令和2年度分を対象とした評価にかかる給与査定の結果は令和3年度の昇給、勤勉手当及び業績年俸にそれぞれ反映させる。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年6月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

領域	分類	評価対象期間		評価項目
		勤勉手当・業績年俸	昇給・基本年俸	
教育	学部・大学院教育			1. 授業担当科目
		当該年度	当該年度	・単位数
		↓	↓	・完全英語授業
				2. 論文指導
		前年度	前年度	・博士号取得学生数
		当該年度	当該年度	・主指導修士論文学生数
			・主指導博士論文学生数	
			・副指導博士論文学生数	
	FD (Faculty Development)			3. FDへの取り組み
		過去1年(暦年)	過去1年(暦年)	・全学FDプログラムへの参加
		↓	↓	・部局FDプログラムへの参加
			・全学FDプログラム開催に参画(企画及び実施に携わる)	
	国際通用性			4. 論文指導
		当該年度	当該年度	・上記「2. 論文指導」学生数の内、留学生数(修士)
↓		↓	・上記「2. 論文指導」学生数の内、留学生数(博士)	
		5. 外国人留学生の受入プログラムの開発		
		6. 大学院生(博士、修士)の研究派遣学生数(日本人)		
顕著な業績			7. 全学の教育プログラムの開発、外部評価等の大規模なプロジェクトに関わった場合等	
自己アピール				
研究	研究発表等	過去1年(暦年)	過去3年(暦年)	1. 著書等の数
				2. 論文数及びその貢献度
		過去1年(暦年)	過去3年(暦年)	・論文等の数
		↓	↓	・Web of Science掲載論文数
				・国際共著論文数
				・Q1ジャーナル論文数
			・Top10%論文数	
		過去1年(暦年)	3. 報道機関を通じた発表	
	外部資金			4. 科研費、受託研究、共同研究等の外部資金獲得実績
		当該年度	当該年度	・科研費の応募
				・外部資金の獲得件数
				・外部資金の獲得額(直接経費)
			・間接経費獲得額・特許収入額	
	発明・特許			5. 特許件数
顕著な業績			6. 質の高い著書、質の高い特許、受賞等	
自己アピール				
社会貢献	公開講座等			1. 高大連携・公開講座・SDGs事例集への登録等
	審議会委員			2. 国の審議会の委員
	自己アピール			
管理・運営	全学貢献			1. 全学的な委員会等(付加業務手当等を支払っていないもの)
				2. 全学的役割担当(衛生管理者、作業主任者、相談員等)(付加業務手当等を支払っていないもの)
	部局貢献			3. 所属部局における委員会等(プロジェクト責任者を含む)
	情報公開			4. 研究者総覧の情報公開
自己アピール				
その他自己アピール				